

社会福祉法人大樹会 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大樹会（以下、「この法人」という。）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員等（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、各委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 会議とは、理事会、評議員会、監事監査、第三者委員会、評議員選任・解任委員会をいう。
- (5) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給方法)

第3条 会議に出席した役員等に支給する報酬等の支給方法は次のとおりとする。

- (1) この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤の役員等に対しては、報酬等として、会議に出席の都度、日額10,000円を支給する。
- (3) 同日に行われる複数の会議に出席する非常勤の役員等に対しては、1日分の報酬等を支給する。
- (4) 報酬等は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- (5) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年2月1日より施行する。